

新座市立図書館雑誌スポンサー事業実施要綱

(平成23年8月16日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新座市立図書館（以下「図書館」という。）が購入する雑誌の購入費用を縮減すること及び地域の事業所の情報を発信し、地域の活性化を図るとともに、事業所の社会貢献の場を提供することを目的として実施する新座市立図書館雑誌スポンサー事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、図書館が収集している雑誌のうちから地域の事業所等が選定した雑誌の寄贈を受け、寄贈された雑誌に当該事業所の名称、企業概要等（以下「広告」という。）を貼付することとする。

(雑誌スポンサー)

第3条 雑誌の寄贈は、事業に参加することにより社会貢献を希望する事業所等（以下「雑誌スポンサー」という。）から受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所等は、雑誌スポンサーとしない。

- ・ 政治団体
- ・ 宗教団体
- ・ 本市が行う競争入札において、入札への参加を本市が停止しているもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めるもの

(貼付方法)

第4条 図書館は、寄贈された雑誌の最新号に広告を貼付した雑誌カバーを装着し、館内閲覧に供することとする。

2 最新号が納品されたときは、速やかに前号に装着している雑誌カバーを掛け替え、前号を貸出しに供することとする。

(広告の数量及び貼付期間)

第5条 広告の数量は、一つの雑誌について雑誌スポンサーの広告を1枚貼付することとする。

2 広告の貼付期間は、貼付開始日から1年間とする。ただし、事業の延長により同一の雑誌に継続して貼付することを妨げない。

(広告の仕様)

第6条 広告は、雑誌スポンサーが印刷及び作成をすることとし、その仕様は次のとおりとする。

- ・ 大きさ 縦 13 センチメートル以内、横 16 センチメートル以内とする。
- ・ 位置 貼付する位置は、図書館が指定するものとする。
- ・ 構成 印刷面は片面とし、広告の上端から 1 センチメートルまでの部分は白地に黒色の文字で雑誌スポンサーの名称を表示するものとする。
- ・ 色 カラー又は白黒とする。

(広告の内容等)

第 7 条 貼付する広告は、図書館が市民に供する資料としての公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- ・ 政治性のあるもの
- ・ 宗教性のあるもの
- ・ 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- ・ 選挙関係のもの
- ・ 社会問題についての主義主張を表示するもの
- ・ 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- ・ 本市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、記載することが適当でないと教育長が認めるもの

(事業の申込方法)

第 8 条 事業に申込みをする者は、新座市立図書館雑誌スポンサー事業申込書(様式第 1 号)に必要事項を記入の上、次に掲げる資料を添付し、教育長に提出しなければならない。

- (1) 広告図案
- (2) 会社概要等(業種等が分かるもの)

(広告貼付の決定)

第 9 条 教育長は、雑誌スポンサーから広告貼付の申込みを受けたときは、新座市立図書館雑誌スポンサー事業審査会からの報告を受けた上で、当該広告の貼付の可否を決定するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により広告の貼付の可否を決定したときは、その旨を雑誌スポンサーに通知するものとする。

(広告の仕様変更)

第 10 条 雑誌スポンサーは、広告の仕様を変更しようとするときは、変更を希望する日の 3 か月前までにその内容を図書館に通知し、図書館の指示に従うものとする。

(貼付の停止)

第 1 1 条 教育長は、雑誌スポンサー又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の貼付を停止するものとする。

- ・ 雑誌スポンサーが、指定する期日までに雑誌の購入費用を支払わないとき。
- ・ 雑誌スポンサーが、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- ・ 雑誌スポンサー又は広告の内容等が、各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又はこの要綱に違反するとき。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、広告としてふさわしくないと教育長が判断したとき。

(審査会)

第 1 2 条 広告の内容について審査するため、新座市立図書館雑誌スポンサー事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 1 3 条 審査会は、教育総務部長、教育総務課長、財政課長、経済振興課長及び中央図書館長をもって組織する。

(審査)

第 1 4 条 広告の内容の審査（以下「審査」という。）は、雑誌スポンサーから広告の内容について、図書館に報告があったときに教育総務部長が審査会を招集して行うものとする。ただし、会議による暇がないと認めるときは、審査は、持ち回りにより委員の承諾を求める方法に代えることができるものとする。

(審査結果等の報告)

第 1 5 条 教育総務部長は、前条の規定により審査を行ったときは、速やかに審査の経過及び結果を教育長に報告するものとする。

(庶務)

第 1 6 条 審査会の庶務は、教育総務部中央図書館において処理する。

(覚書)

第 1 7 条 事業の実施に当たっては、雑誌スポンサー及び新座市が事業の基本事項について覚書を締結するものとする。

(購入費用の支払)

第 1 8 条 雑誌スポンサーは、雑誌の購入費用を図書館指定の納入業者の指定する方法により、納入業者に直接支払うものとする。この場合において、支払に要する費用は、雑誌スポンサーの負担とする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他の広告の貼付に関し必要な事項は、教育総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成 25 年 11 月 19 日決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成 30 年 1 月 25 日決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。